

# 8. 「小山東部工業団地」地区計画

●都市計画決定：平成9年5月15日(告示第33号・決定)

●都市計画変更：平成28年3月22日(告示第30号・変更)

名称	小山東部工業団地				
位置	小山市大字梁及び大字萱橋の各一部				
面積	約53.8ha				
地区区分	地区の名称	A-1地区	A-2地区	B地区	C地区
	地区の面積	約20.2ha	約2.1ha	約12.1ha	約19.4ha
建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処理施設の用途に供する建築物で、次に掲げるもの</p> <p>(1)事業者(産業廃棄物を排出する事業者をいう。以下同じ。)が、事業場(産業廃棄物を排出する事業場をいう。以下同じ。)と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設(産業廃棄物の処理を行なうための施設のうち、産業廃棄物の中間処理を行うためのものをいう。以下同じ。)及び最終処分場(産業廃棄物の処理を行うための施設のうち、産業廃棄物の埋立処分を行うためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2)事業者が事業場と同一の敷地に設置する政令第7条第14号に掲げる最終処分場</p> <p>(3)処理業者(処理運搬業者、中間処理業者及び最終処理業者をいう。以下同じ。)が設置する積替保管施設(収集運搬業者が設置する産業廃棄物の保管をするための施設をいう。以下同じ。)、中間処理施設及び最終処分場</p> <p>(4)再生利用施設(再生利用業者(省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者をいう。)が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設をいう。以下同じ。)</p>		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物で、次に掲げるもの</p> <p>(1)事業者が、事業場と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設及び最終処分場</p> <p>(2)事業者が、事業場と同一の敷地に設置する政令第7条第14号に掲げる最終処分場</p> <p>(3)処理業者が設置する積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場</p> <p>(4)再生利用施設</p>		
建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡				
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は4.0m以上とし、隣地境界線までの距離は2.0m以上としなければならない。</p> <p>ただし、自転車置場、守衛所その他これらに類する附属建築物は、この限りではない。</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は4.0m以上(ただし、敷地面積が3,300㎡以下の場合は3.0m以上)とし、隣地境界線までの距離は2.0m以上としなければならない。</p> <p>ただし、自転車置場、守衛所その他これらに類する付属建築物は、この限りではない。</p>		
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物及び広告物等の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。</p> <p>2. 屋外広告物の大きさ及び形状は、周囲の景観に配慮したものとしなければならない。</p>				
かき又はさくの構造の制限	<p>道路及び隣地境界線に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>1. 生垣</p> <p>2. 高さ1.5m以下(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する施設(以下「電気事業用施設」という。)に附属するものについては、この限りではない。)の金網その他これらに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合においては、基礎の仕上がり高が前面道路から0.6m以下のもの。</p> <p>また、県道結城石橋線及び市道18号線に面するさくの位置は、道路境界線から2.0m以上離すものとする。</p>		<p>道路に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>1. 生垣</p> <p>2. 高さ1.5m以下(電気事業用施設に附属するものについては、この限りではない。)の金網その他これらに類する透視可能なさくで、基礎を構築す</p>		

		<p>る場合においては、基礎の仕上がり高が前面道路から0.6m以下のもの</p>	<p>以下のもの 3. 高さ1.5m以下(電気事業用施設に附属するものについては、この限りではない。)の補強コンクリートブロック造等のへいで道路側に幅1.0m以上の植栽帯を設け植栽を施したのもの</p>
<p>現に存する樹林地、草地等で良好な環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p>	<p>1. 樹林地、草地等の保全区域(区域は計画図表とおりに)においては、土地の形質の変更、建築物の建築及び工作物の築造をしてはならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。 (1)敷地に出入口を設置する場合 (2)企業名板及び外灯を設置する場合 (3)さくを設置する場合 (4)公益上やむを得ない場合 2. 樹林地、草地等の保全区域の植物は、良好な景観を保持するために必要な維持管理をする場合及び1.の(1)~(4)の場合を除き移植、伐採等をしてはならない。</p>		<p>—</p>



